

平成 21 年 1 月 29 日

各 位

会社名 ゼ ネ ラ ル 株式会社  
代表者名 代 表 取 締 役 北田 猛  
(コード 3890 大証第2部)  
問合せ先 執行役員経理部長 有野 隆久  
(TEL 06 6933 1805)

## 当社の完全子会社化のための定款の一部変更等および 全部取得条項付株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成20年12月19日付「当社の完全子会社化のための定款一部の変更等および全部取得条項付株式の取得に関するお知らせ」（以下「当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当該変更によって全部取得条項付普通株式（下記において定義いたします。）の全部の取得について、定時株主総会および普通株主による種類株主総会に付議いたしましたところ、承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### ・当社定款の一部変更の内容

当社は、平成20年12月19日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の当社定款変更及び当社の全部取得条項付普通株式の全部の取得（以下、総称して「本定款一部変更等」といいます。）について必要なお承認をいただくため、本日、定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）及び普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を開催いたしました。

当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。

上記 による変更後の当社定款の一部をさらに変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。

会社法第171条ならびに上記 および による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、株主様（当社を除きます。）から当社の全部取得条項付普通株式全てを取得し、当該取得と引換えに、当社は、株主様に対して、取得対価として当社の種類株式を交付します。この際、株式会社ゼネラルホールディングス（以下「GHD」といいます。）以外の株主様に交付される当社の種類株式の数は、1株未満の端数となる予定

です。

・当社定款の一部変更の件（本定款一部変更等のうち 及び ）の承認決議

（１）承認可決された事項の内容

本定款一部変更等の 及びこれに伴う所要の定款変更は、本定時株主総会における第４号議案として付議され、承認可決されました。本定款一部変更等の は、本定時株主総会における第５号議案および本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。本定時株主総会第４号議案にかかる定款変更の内容は、平成20年12月19日付当社プレスリリースの定款一部変更の件Aにかかる変更の内容のとおりであり、本定時株主総会第５号議案及び本種類株主総会における議案にかかる定款変更の内容は、同プレスリリースの定款一部変更の件Bにかかる変更の内容のとおりであります。

（２）定款変更の効力の発生

本定款一部変更等の 及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本定時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。本定款一部変更等の の効力は、本定時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成21年２月20日（金）に発生いたします。

・全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち ）の承認決議

（１）承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち ）は、その実施のための他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本定時株主総会における第６号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成20年12月19日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、会社法第171条ならびに本定款一部変更等のうち および による変更後の当社定款の定めに従って、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、本定款一部変更等のうち による定款変更に基づき新たに発行することが可能となる当社A種種類株式を、全部取得条項付普通株式１株につき、0.0000025802株の割合をもって交付するものです。この際、GHD以外の各株主に対して取得対価として交付される当社A種種類株式は、１株未満の端数となる予定です。

（２）全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち ）の効力は、本定時株主総会における承認可決により、本定款一部変更のうち の効力が発生することを条件として、平成20年２月20日（金）（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

（３）全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち ）の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、本定款一部変更等のうち による定款変更に基づき新たに発行することが可能となる当社A種

種類株式を、全部取得条項付普通株式 1 株につき、0.0000025802株の割合をもって交付いたします。

また、株主様に対する A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第234条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式は、会社法第234条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付します。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第 2 項および第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当社 A 種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社 A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、各株主が保有する当社普通株式数に580円（GHDが当社普通株式に対して本公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を株主様に交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

（４）全部取得条項付普通株式の取得にかかる今後の日程

本定時株主総会後に開催された当社臨時取締役会にて、全部取得条項付普通株式の取得に関する基準日を、平成21年 2 月19日（木）と決議いたしました。

今後の日程（予定）は、以下のとおりです。

定時株主総会及び普通株主による種類株主総会決議通知ならびに端数株式処分代金お支払い予定に関するご案内の発送	平成 21 年 1 月 29 日(木)
定款一部変更に関する公告（全部取得条項設定に関する事項）	平成 21 年 1 月 30 日(金)
全部取得条項付普通株式を取得および A 種種類株式交付の基準日設定公告	平成 21 年 1 月 30 日(金)
整理銘柄への指定（予定）	平成 21 年 1 月 30 日(金)
当社普通株式に係る株券の売買最終日（予定）	平成 21 年 2 月 13 日(金)
当社普通株式に係る株券の上場廃止日（予定）	平成 21 年 2 月 16 日(月)
全部取得条項付普通株式全部の取得および A 種種類株式交付の基準日	平成 21 年 2 月 19 日(木)
全部取得条項付普通株式全部の取得および A 種種類株式交付の効力発生日	平成 21 年 2 月 20 日(金)

なお、端数株式の処分代金のお支払いは、平成21年 4 月下旬以降となる見込みです。

上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所において取引することはできません。なお、全部取得条項付普通株式の株主様に対して当社が交付する A 種種類株式については、大阪証券取引所に対する上場申請は行いません。

以上